

災害時要援護者の避難支援対策の調査結果

ここ数年の災害においては、亡くなられた方・行方不明の方の多くが高齢者となっており、政府としては、高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援対策として、平成21年度までを目途に、市区町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針（全体計画）などが策定されるよう促進しています。

消防庁では、平成21年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取組状況を、全国1,800市区町村（平成21年3月31日現在）を対象に調査したので公表します。

今回の調査結果を受けて、今後、消防庁では、内閣府等関係省庁と連携し、全体計画などの策定率が低い都道府県において、市区町村職員を対象とした説明会を行うなど、取組を促進していきます。

- 平成21年3月31日現在、全体計画を策定済みの団体数は全体の32.0%であり、特に取組が進んでいるのは、新潟県（93.5%）、大分県（77.8%）、福井県（76.5%）で、比較的最近、人的被害を伴う風水害に遭った地域であると思われます。
- 一方、災害時要援護者の避難支援対策として、要援護者名簿の作成から着手している団体も多いことから、実質的に避難支援を行うことができる状況が整いつつあるものと思われます。

[■調査結果の詳細（都道府県別、市町村別の状況）](#)[■（参考1）全国の主な取組事例](#)[■（参考2）近年の災害による犠牲者のうち高齢者の占める割合](#)[■（参考3）平成21年度 各自治体における災害時要援護者の避難支援訓練実績・予定](#)

（問い合わせ先）

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課
細田、北畑、甫出

電 話 03-5253-7525

F A X 03-5253-7535

E-mail k.hode@soumu.go.jp

<調査結果の概要>

1 全体計画の策定状況

- ・平成21年3月31日現在で、全団体の32.0%が策定済み
(平成20年3月31日現在13.2%)

平成21年3月31日現在では、576団体(32.0%)が策定済みとなっており、策定中の団体を合わせると1,125団体(62.5%)となっています。

(平成20年3月31日現在では策定済み239団体(13.2%)、策定中の団体を合わせると1,017団体(56.1%))

- ※ 全体計画：各市区町村が地域の実情をふまえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの

2 災害時要援護者名簿の整備状況

- ・平成21年3月31日現在で、全団体の66.4%が整備中

平成21年3月31日現在では、1,196団体(66.4%)が整備中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

- ※ 災害時要援護者名簿：要援護者の名前等が掲載され、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの(昨年度調査では、当時の全団体の64.1%が災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済みとしていましたが、これは要援護者の名前等の掲載のみを要件とし活用の有無を問わなかったことから、本年度調査結果との比較はできません。)

- ※ 市区町村区域内で一部地域のみで整備されている団体も「整備中」に含まれます。

3 個別計画の策定状況

- ・平成21年3月31日現在で、全団体の40.3%が策定中
(平成20年3月31日現在7.6%)

平成21年3月31日現在では、726団体(40.3%)が策定中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

(平成20年3月31日現在では138団体(7.6%))

- ※ 個別計画：個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会、町内会、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

- ※ 市区町村区域内で一部地域のみで策定されている団体も「策定中」に含まれます。